

PTA保険料について

本校には現在PTAの組織はありませんが、クラス委員会や学校側と話し合い、また青少対とも協議した結果、PTA保険に団体加入しております。PTA保険とは、団体傷害保険ならびに、PTA管理者賠償責任保険の二つからなっており、クラス委員会が主催または共催する行事に参加した際に怪我をしたり、その時に使用した物品を破損したりした場合に、**状況に応じて補償される保険**です。

活動によっては準備運動がなされなかった場合など保険対象とならないこともありますことをご承知おき下さい。保護者の皆様には趣旨をご理解の上ご協力いただけるようお願いいたします。

PTA 保険料 150円/一家庭

なお保険対象となる事故があった場合は、すぐに、各クラスのクラス委員まで連絡してください。

PTA団体傷害保険(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・抜粋)

1 保険の対象

クラス委員会を通ったPTA主催、共催の行事に参加中の保護者会員、教職員、在籍の児童
(卒業生や在籍していない兄弟姉妹、祖父母は含まれません)

2 対象となる事故

- ① PTAが主催、共催する行事参加中の事故
- ② ①の行事に参加するための自宅と行事会場の通常の往復途中
(宿泊を伴う場合、中毒、日射病、熱射病による場合は含まれません。)

3 保険金額

- ① 事故の日より180日以内に死亡した場合1名につき290万円程度
 - ② 事故の日より180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて290万円程度の4%～100%までの所定の割合の額
 - ③ けががもとで入院した場合、事故の日から180日を限度に、入院日数1日につき2900円
 - ④ けががもとで通院した場合、事故の日から180日以内の通院の日数に対し、90日を限度に1日につき2900円(入院、通院をあわせても180日が限度です)例外がありますのでご承知おきください。
- ※ 故意、自殺、犯罪、闘争行為、脳疾患、地震、疾病、無免許や酒酔い運転中の事故、他覚症状のないむち打ち症、腰痛、食中毒などは支払われません。

PTA管理者賠償責任保険(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・抜粋)

1 対象となる事故(法律上の損害賠償責任の額)

- ① PTA主催、共催行事活動中に伴う事故により、他人に怪我をさせた場合(対人賠償)
- ② PTA主催、共催行事活動中に伴う事故により、他人の財物を壊した場合(対物賠償)
- ③ PTA主催、共催行事活動のために、第三者から借用していた財物の使用、管理している間に壊したり紛失したり盗まれたりした場合(保管物賠償)

※いずれの場合もPTA側に過失があり、その過失が原因で発生した事故につき、PTAが負担する法律上の賠償責任の費用になります。

2 保険金が支払われない主なもの

- ① 暴動、けんか、地震、噴火、洪水、津波等に起因する賠償責任
- ② 施設の修理、改造等の工事に起因する賠償責任
- ③ 自動車の使用、所有、管理に起因する賠償責任
- ④ 食中毒、疾病等に起因する賠償責任
- ⑤ 借用した物の瑕疵、自然の消耗、性質による破損
- ⑥ 借用物を返還した後に発見された賠償責任
- ⑦ PTA活動の終了後に、PTA活動以外の活動に起因する賠償責任
- ⑧ 別居の親族に対する賠償責任 ⑨ 心身喪失に起因する賠償責任
- ⑩ 失火による賠償責任 ⑪ 故意による事故

3 賠償保険

- | | | | | | | |
|---------|-----|--------|-----|-------|--------------|--------------|
| ① 対人賠償 | 1名 | 5億円 | 1事故 | 5億円 | 免責 | 1,000円(自己負担) |
| ② 対物賠償 | 1事故 | 3000万円 | | 免責 | 1,000円(自己負担) | |
| ③ 保管物賠償 | 1名 | 10万円 | 1事故 | 500万円 | 期間中限度額 | 500万円 |
| | | | | 免責 | 1,000円(自己負担) | |

PTAという名称の使用について

上宿小学校にはPTAはありませんが、この保険に加入するためには上宿小PTA(上宿小の場合はParentがTeacherをassistするという言葉の略称)という名称を使用し、その運営委員会が承認した行事でなければ補償対象とならない条件があります。そのため便宜上、上宿小PTAを名乗り、クラス委員会を運営委員会にあてることにいたしました。それにより、保険の補償対象となる行事はクラス委員会で承認されたものとなります。またその連絡の印刷物は、便宜上、PTA会長〇〇(実際はクラス委員会委員長名)と担当の係の連名で出すこととなりますことをご承知おきください。

※ご質問等があればクラス委員までお願いいたします。